

## 栗東市監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定の基づく栗東市職員措置要求について監査を執行したので、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成25年1月25日

栗東市監査委員 井之口 秀行  
栗東市監査委員 山本 章

### 栗東市職員措置要求にかかる監査結果

#### 第1 監査の請求

##### 1 請求の要旨(請求文)

栗東市が株式会社TSR(「株式会社ジェイティアル」が社名変更)に対して平成12年9月29日に3億円、同年12月26日に2億円合計5億円を貸付けた返済期限(平成22年9月28日および同年12月25日)が過ぎているにもかかわらず返済が履行されなかったため、平成23年3月25日大阪地裁に提訴した。その結果、平成24年3月26日、(株)TSRが栗東市の主張を認め『認諾』する結果となった。

ところが、その後7か月が経過しても(株)TSRから返済計画が示されないため、平成24年11月7日情報公開により裁判における準備書面を入手した。その書面によって、以下の事実が初めて明らかになった。

- (1) 平成11年9月16日に企業誘致条例が廃止され、(株)TSRへの奨励金支給がストップしたために、(株)TSRはそれ以降の経営が赤字に転落しているとして、(株)TSRは第2期および第3期の決算報告書(平成10年7月1日～、および平成11年7月1日～)を提供している。これによれば、奨励金が廃止になっても赤字にはなっていない。

(下記に決算報告書から当期利益を抜粋)

- ・第2期(平成10年7月1日～11年6月30日)当期利益 62,142,699円
- ・第3期(平成11年7月1日～12年6月30日)当期利益 58,691,573円
- ・第4期(平成12年7月1日～13年6月30日)当期利益 4,085,629円
- ・第5期(平成13年7月1日～14年1月31日)当期利益 5,763,826円

これに対し、栗東市は何の反論もしていない事実が明らかになった。

- (2) 栗東市は、(株)TSRが返済能力のない法人であり、かつ十分な担保もとらない貸付けであったことから、(株)TSRからの返済原資を栗東市自らが(株)TSRに提供するとの条件を(株)TSRに提案していたという事実が判明した。

これに対し、栗東市は担当者がその段階における考えや見通しを告げただけにすぎないと反



## 2 請求者

栗東市	國松	清太郎
栗東市	高野	進
栗東市	玉田	實
栗東市	馬場	美代子
栗東市	三浦	平次

## 3 請求のあった日

平成24年11月26日

## 第2 請求書の受理

本件請求は、平成12年、平成14年および平成15年の貸付行為を対象にするものであり、当該行為のあった日から既に1年以上の期間を経過したのちの請求であるが、請求人らが本件請求の根拠として主張する各事実は、請求人らが平成24年11月7日の情報公開請求により入手した資料に基づくものであり、この情報公開請求以前に請求人らが本件請求をすることは不可能であったと認められることから、本件請求が上記の時期になされたことには正当な理由があり、地方自治法第242条第2項に定める請求期間内の請求と判断した。

また、その他の形式的要件についても補正の結果具備しているものと認められたので、平成24年12月5日、本件請求を受理する旨の決定をした。

## 第3 監査

### 1 請求人の証拠の提出および陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成24年12月11日、監査委員事務局において、請求人に対し、証拠の提出および陳述の機会を設けた。なお、陳述には請求人4名が出席した。陳述人からは、後日新たな証拠の提出があったが、その証拠からは請求の内容に変更はないと判断した。

### 2 監査の実施

職員措置要求書の内容および陳述の内容により、監査対象機関を環境経済部企業誘致・経済振興課とし、平成24年12月14日、関係職員から事情聴取し、監査を実施した。

## 第4 監査の結果

### 1 監査の対象に係る違法性または不当性についての請求人の主張

請求人は、職員措置要求請求書によると、

(1) 栗東市は㈱TSRに対し、同社が返済能力のない法人であるにもかかわらず、また、「新たなばこ条例」の制定を条件に企業事業資金(以下「資金」という。)を貸し付ける約束をしたことにより、平成12年9月29日に3億円、同年12月26日に2億円を違法に貸し付けた。

この約束は、栗東市が㈱TSRに貸し付けた資金を新たに出来る「新たなばこ条例」で支給される奨励金を返済資金にあてることにより、事実上返済しなくても良いこととするものである。

(2) ㈱TSRに対し資金を貸し付けた後に、㈱CSRに平成14年6月20日に3億円、平成15年3月31日に2億円貸し付けた。2社合わせて税込記載していることや、栗東市が㈱T

S Rに対し「(株)C S R融資にかかる問題点整理について」と題する書面を送っていることから、2社を同一会社と見なせる。企業事業資金貸付条例施行規則(以下「規則」という。)第2条第1項によれば、「1事業者について5億円を限度とし、5億円に達するまで貸付けできるものとする。」と書かれている。ところが本件では、1事業者(同一会社)に10億円を貸し付けていることになり、違法である。

との理由から貸付けを実行した当時の元栗東市(町)長故猪飼峯隆氏と前市長國松正一氏に対し、違法な貸付けにより栗東市に損害を与えたとして、故猪飼峯隆氏に対しては、(株)T S Rへの貸付金から担保金を差し引いた4億5千万円および(株)C S Rへの貸付金3億円、國松正一氏に対しては(株)C S Rへの貸付金2億円の損害賠償を求めていると解されるので、以下これについて判断する。

## 2 事実関係の確認

監査の対象となった(株)T S Rと(株)C S Rへの資金貸付について、監査対象機関である環境経済部企業誘致・経済振興課に対する監査を実施するとともに、職員から事情を聴取した結果、以下の事実関係が確認された。

- (1) 貸付金にかかる栗東市企業事業資金貸付条例(以下「条例」という。)は、法に基づく手続きにより、平成12年6月議会定例会での議決を経て制定し、さらに条例第7条に基づき同条例施行規則を制定した。
- (2) 条例に基づき(株)T S Rから栗東市に対し平成12年8月28日付けで栗東市企業事業資金貸付金借入申込書(以下「申込書」という。)が提出され、これを受けて規則第6条第2項に基づき栗東市工場等誘致審査委員会(以下「委員会」という。)が開催されて審査がなされた結果、同年8月31日付で審査結果報告書が市長に提出された。市長は同報告に基づき貸付決定をなし、予算措置についても同年9月および12月議会定例会において、一般会計補正予算の議決を経たうえ、同年9月29日付で3億円、同年12月26日付で2億円を、それぞれ貸し付けた。  
(株)C S Rにおいては、平成13年12月7日付けで申込書が提出され、これを受けて規則第6条第2項に基づき委員会が開催されて審査がなされた結果、同14年3月7日付で審査結果報告書が市長に提出された。市長は同報告に基づき貸付決定をなし、予算措置については平成14年3月議会定例会において平成14年度一般会計予算の議決、同15年3月議会定例会において一般会計補正予算の議決を経たうえ、平成14年6月20日付で3億円、同15年3月31日付で2億円を、それぞれ貸し付けた。
- (3) (株)T S Rは資金貸付に際し、申込書と第2期と第3期の決算報告書等を、(株)C S Rにおいても申込書と第1期の決算報告書等を提出した。委員会は、これらの提出資料を検討した結果、貸付けを適当と認める報告をした。市長はこの報告に基づき貸付を決定し、議会の承認も得て貸付けを実行した。
- (4) 「新たばこ条例」が平成15年に検討され、議会にも条例改正案が提案されたことはあるものの、結局廃案となっている。その後栗東市が同種の条例の制定を検討した事実はない。他方、(株)T S Rは、栗東市からの貸付金等返還請求訴訟において、当初はこれを争ったものの、最終的には請求を認諾している。
- (5) 日本たばこ産業(株)や関西たばこサービス(株)の月別の売渡実績が、(株)T S R、(株)C S Rそれぞれから栗東市に報告されている。

### 3 判断

- (1) 栗東市が(株)TSRに対し本件貸付けを行うに際し、「新たばこ条例」の制定を条件にする旨約束していたとの請求人らの主張について

請求人らの上記主張の趣旨は必ずしも明確でないが、栗東市は本件貸付けが実行されたのち「新たばこ条例」を制定し、これに基づく奨励金が栗東市から(株)TSRに交付されることにより、実質的に(株)TSRの栗東市に対する借入金の返済を免れさせる旨の約束があったと主張しているものと考えられる。

しかしながら、本件貸付において作成された金銭消費貸借契約証書を見ても、上記の約束を示す記載は存しない。確かに「新たばこ条例」の制定が検討された事実はあるものの、これは更なる税収増を企画して策定されたものとも考えられることも可能であり、結局廃案となり、その後栗東市がこの種の条例の制定を企画した事実もない。何よりも債務者である(株)TSR自身が栗東市からの貸付金等返還請求訴訟において、最終的には請求を認諾して返済義務のあることを認めている。

このような事実関係のもとにおいては、請求人らの上記主張を認める事はできないというべきである。

- (2) (株)TSRと(株)CSRは同一企業であり、(株)CSRに対する本件貸付けは、一事業者に5億円を限度として貸付けができるとする条例及び規則に違反する違法な貸付けであるとの請求人らの主張について

上記2法人は、現在の本店所在地が同一場所であること、設立時から代表者が同一であること、主たる事業がたばこの販売業であることなどの共通性を有する。しかしながら、他方で、2法人は設立時においては本店所在地を異にしていたこと、前記2の(3)及び(5)で確認したとおり2法人の資産や計算関係は峻別して処理されており混同は認められないこと、栗東市のたばこ税収の取り扱いも2法人を区別して処理されていることなどの事実が認められる。また、代表者等が共通である複数の企業が独立して存在すること自体決して珍しいことではない。

以上の事実関係のもとでは、上記2法人を同一企業と認めることはできず、請求人らの上記主張を認めることはできないというべきである。

以上のことから、請求人らの、違法な企業事業資金貸付行為により栗東市に損害を与えたとの主張は、これを認めることはできない。

### 第5 請求の措置に対する判断

請求人は、違法な貸付けを行ったとして、当時の元市(町)長故猪飼峯隆氏の相続人と前市長國松正一氏への損害賠償を求める措置を栗東市に求めているが、第4の3の判断で述べたとおり、請求に理由がないものとして、棄却する。